

令和5年7月  
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年7月25日

令和5年7月総会議事録

開 会 期 日	令和5年7月25日(火)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時37分	会長(議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後2時31分	会長(議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉澤祐一 事務局長</li> <li>・村本亮 書記</li> <li>・馬場紫野 担当</li> </ul>					

---

[開会の宣言] 午後1時37分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年7月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

---

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
本日の定例総会の議事録署名委員は、2番・石井利幸委員、3番・小鷹隆石委員を指名いたします。  
お願いいたします。

---

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

7月1日に「新規就農相談会」が開催され、県農林振興センター及び農協職員と共に新規就農相談員として出席しました。相談者は2組であり、そのうち1組は、今後、新規就農者として就農する予定となっております。

また、7月14日には、さいたま市で埼玉県国保協議会の総会が開催され、鳩山町国保運営協議会の会長として出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

---

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第1号及び議案第2号につきましては譲受人が同一人であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年7月10日受付。

資料番号1、大字赤沼 [ ]、地目、田、面積、1,159 m<sup>2</sup>。譲受人 [ ]

[ ]。耕作地、481a、労働力、9。譲渡人 [ ]

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,159 m<sup>2</sup>。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、21,431 m<sup>2</sup>の所有自作地と26,681 m<sup>2</sup>の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

譲受人は[ ]に住所を有し、自身が代表を務める法人では畜産業を営んでおります。

申請地は畜舎とも近く、所有地の規模を拡大し、牧草の自給率を向上させるための申請でございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は養豚・養牛を中心とした畜産業を営んでおり、農地においては牧草を作付けしております。

申請地では、譲受人が利用権設定により借り受けて耕作をしておりましたが、今後につきましては、農地を取得して営農する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目上段の1枚でございます。

また、申請書2ページ目の借入地の欄に( )書きで申請地含むと記載が有りますように、本申請地は既に利用権設定により譲受人が耕作している農地でございますので、借入地を取得し、継続して耕作する事になります。

譲受人は、昨年12月にも農地法第3条申請により、申請地の■側に位置する農地を取得しており、当該農地についても適正に耕作されている状況でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

### ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

---

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

### ◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

### ◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。  
令和5年7月10日受付。

資料番号2、大字赤沼 [REDACTED]、地目、田、面積、2,211 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、481a、労働力、9。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、2,211 m<sup>2</sup>。

### ◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

### ◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第1号で審議していただいた内容と、譲受人が同一人ですが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請についても、譲受人が所有地の規模拡大により、牧草の自給率を向上させるための申請でございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

意見等は特にございませぬ。

### ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目2段目の1枚でございます。

本申請につきましても、議案第1号と同様に譲受人が利用権設定により借り受けて耕作をしている農地を取得するための申請となっております。

なお、資料2ページ申請書別添の所有地の自作地の欄の面積は議案第1号で許可を受けた農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第3号及び議案第4号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後1時48分]

---

再開 [午後1時49分]

◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第4号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。



[日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎恩田職務代理

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年7月10日受付。

資料番号3、大字大豆戸[REDACTED]、地目、畑、面積、1,630 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]  
[REDACTED]。耕作地、63a、労働力、2。譲渡人 [REDACTED]  
[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、1,630 m<sup>2</sup>。

◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、2,163 m<sup>2</sup>の所有農地と、4,202 m<sup>2</sup>の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

本申請地は、譲受人の耕作地と近く、また譲渡人は高齢のため今後の耕作が困難であることから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は、地元の[ ]の役員を務めており、農業についても精力的に取り組んでおります。

申請地では、譲受人が利用権設定により借り受けて野菜等の作付をしておりましたが、今後は農地を取得して耕作する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

#### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

#### ◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目3段目の1枚でございます。

本申請につきましても、議案第1号、第2号と同様に譲受人が利用権設定により借り受けて耕作をしている農地を取得するための申請となっております。

申請地は現在良好に耕作されている状況であり、農地取得後も引き続き露地野菜等の作付予定と確認しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

#### ◎小久保委員

はい。

#### ◎恩田職務代理

小久保委員。

#### ◎小久保委員

資料8ページ目の公図を見ると、申請地に隣接して[ ]へ伸びる道が、途中から[ ]という土地になっておりますが、道はつながっているのでしょうか。

#### ◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

道と表記されているのは昔からの赤道ですが、          や          は、その後にできた認定道路となっており、地番が振られているものです。実際には          へ道がつながっております。

◎恩田職務代理

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

---

[日程第7、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎恩田職務代理

日程第7、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年7月10日受付。

資料番号4、大字大豆戸          、地目、田、面積、2,243 m<sup>2</sup>。譲受人           

          。耕作地、78a、労働力、2。譲渡人           

          。

転用目的：所有権移転。  
面積合計、田、2,243 m<sup>2</sup>。

#### ◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

#### ◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、2,116 m<sup>2</sup>の所有自作地と、5,729 m<sup>2</sup>の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

本申請地は、譲受人の耕作地と近く、また譲渡人は■■■■在住のため今後の耕作が困難であることから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

#### ◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は、水稻及び露地野菜等の作付を行い、精力的に農業に取り組んでおります。

申請地では、譲受人が利用権設定により借り受けて水稻作付をしておりましたが、今後は農地を取得して耕作する計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

#### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

#### ◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目4段目の1枚でござ

います。

本申請につきましても、議案第1号、第2号、第3号と同様に譲受人が利用権設定により借り受けて耕作をしている農地を取得するための申請となっています。

申請地は現在良好に管理されている状況であり、農地取得後は水稻の作付予定と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4は許可することに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第4号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時01分]

---

再開 [午後2時02分]

◎金子会長

再開します。

引き続き会議を行います。

---

[日程第8、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第8、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年7月10日受付。

資料番号5、大字竹本[REDACTED]、地目、畑、面積、394㎡。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、3a、労働力、2。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、394㎡。

◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

それでは、議案第5号、資料番号5の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、現在、農地の所有及び借入はございませんが、地元で農作業の経験があり、本申請により新規就農となります。

申請地は、現在譲受人が農作業の手伝いをしている農地であり、今後は自身で耕作をしていく計画となっております。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第5号、資料番号5の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は、地元で水稻や果樹、野菜等の作付を手伝っており、本申請地においても農作業の手伝いを行っております。

農地の取得後は自家消費用の野菜や果樹を作付けするということです。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

## ◎書記

それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金井農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目一番下段の1枚でございます。

写真では分かりにくいのですが、申請地は現在良好に耕作されている状況であり、農地取得後も引き続き野菜や果樹の作付予定と確認しております。

農地法の改正により、今年4月から農家で無い方でも農地取得が可能となり、本申請はこれまで農家で無かった方による農地取得の申請となります。

申請を受ける確認事項としましては、譲受人の作付計画はどうか。取得予定の農地の状況はどうか。耕作をしていくのにどのような農機具で行うのか。等確認をいたしました。

その中で、現地については既に露地野菜の作付けがされており譲受人が手伝っていること。8ページの公図を確認していただくと■■■■が■■■■で申請地に隣接していること。作業を行う管理機があること。等確認をいたしました。

農業委員会の審議においても、新規取得の場合は農業経営規模や技術、機械の所有状況等を確認した上で、許可を判断することとなります。

今回は譲受人による新規取得の申請となりますが、現在の状況や今後の計画を確認し、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

## ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5は許可することに決定いたしました。

---

[日程第9、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

### ◎金子会長

日程第9、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

### ◎書記

朗読します。議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年7月10日受付。

資料番号6、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、363 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：専用住宅。

面積合計、畑、363 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

### ◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

### ◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第6号、資料番号6の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。



本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第1種農地ではありますが、自己用住宅への転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第6号、資料番号6の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は現在、妻の実家に住んでおりますが、生活環境の変化に伴い、自己用住宅の建築を検討したところ、

■■■■の土地である原野、宅地と合わせ、隣接している申請地を計画地とすることになりました。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目上段の2枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■■■■沿いに位置した第1種農地となっております。

資料5ページは申請地の農地の謄本で、6ページ、8ページの謄本については一帯で計画する原野、及び宅地の謄本となります。

9ページの公図をご覧いただくと、申請地と■■■■側の隣接する■■■■の原野、■■■■の宅地も含めた一体での計画となっていることが分かると思います。

また、譲受人は、土地及び建物を共有とすることから、連名での申請となっております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の縦横断図面及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

今回申請された第5条第1項に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号6は許可相当とすることに決定いたしました。

---

[日程第10、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第10、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号7を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年7月10日受付。

資料番号7、大字赤沼 [ ]、地目、畑、面積、194 m<sup>2</sup>。譲受人 [ ]

[ ]。譲渡人 [ ]。

転用目的：専用住宅。

面積合計、畑、194 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

### ◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

### ◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第7号、資料番号7の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第2種農地であり、住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第7号、資料番号7の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は現在、XXXXXXXXXXで借家に住んでおりますけども、手狭になってきたため、自己用住宅の建築を検討しましたところ、現在と生活環境が変わらないという、希望に合った申請地を計画地とすることになりました。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第7号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいた

ところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目中段の1枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

資料2ページの理由書にもございますが、申請地の面積は開発要件の300㎡を満たしておりませんが、昭和58年の国土調査の段階で既に300㎡以下であり、その後は道路用地拡幅のための分筆が行われて、現在の面積となった事から、現状の面積で開発が認められると確認しております。

申請地は[ ]沿いに位置した第2種農地となっております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の縦横断面図及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

#### ◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

#### ◎小久保委員

はい。

#### ◎金子会長

小久保委員。

#### ◎小久保委員

資料22ページ、23ページを見ると、1名からは隣地同意をいただけていないようですが、問題ないのでしょうか。

#### ◎金子会長

事務局お願いします。

#### ◎書記

資料22ページには1名分の同意、23ページには同意が得られなかったことの理由が記載されておりますが、隣地同意については必須ではなく、同意が無くても問題はございません。ただ、今後のトラブルを避けるためにも、同意を得ることが望ましいということで基本的には隣地同意を得るようお願いしております。

今回については、隣接農地の耕作中に生じるたい肥等の臭いに対し、本申請者から苦情が発生すると困るという理由で同意をしていないということでございます。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

申請地を見ると、                    ののぼりや                    の看板が設置されておりますが、何か関係があるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

本申請の仲介人という点で関係しておりますが、所有者は          氏でございますので、のぼりや看板の効力はございません。申請地への看板等の設置については本来好ましくないため、事業者には再度指導をいたします。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。これより、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号7の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号7は許可相当とすることに決定いたしました。

---

[日程第11、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

## ◎金子会長

日程第 11、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 8 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

## ◎書記

朗読します。議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和 5 年 7 月 10 日受付。

資料番号 8、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、424 m<sup>2</sup>。同じく赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、38 m<sup>2</sup>。同じく赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、71 m<sup>2</sup>。同じく赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、0.13 m<sup>2</sup>。同じく赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、48 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：専用住宅。

面積合計、畑、581.13 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域内・第 3 種農地。

## ◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

## ◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第 8 号、資料番号 8 の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、役場から 300m 以内に位置する第 3 種農地であり、住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第 34 条第 11 号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われま。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

## ◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第8号、資料番号8の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人は現在、■■■■で居住しておりますけれども、家庭の事情によりまして、■■■■で住むための新たな居住地が必要となり、適した土地を検討したところ、希望に合った申請地を計画地とすることになりました。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目下段の2枚でございます。写真を見ると、宅地を含め、現在は管理されている農地でございます。

申請地は■■■■から■■■■へ下った、■■■■の■■■■側に位置する第3種農地となっております。

資料6ページからの登記簿謄本と13ページの公図をご覧いただくと、申請地5筆の外に、■■■■と■■■■の宅地も一体計画地となっております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の縦横断面図及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断できます。

今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

### ◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

### ◎吉岡委員

はい。

### ◎金子会長

吉岡委員。

### ◎吉岡委員

申請地の写真にある物置はどこに立っているのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

資料 13 ページの公図を見ていただくと、          、          の地目宅地がありますが、  
こちらに建っているものでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 8 の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 8 は許可相当とすることに決定いたしました。

---

[日程第 12、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第 12、専決処分の報告 1 件を議題といたします。

報告資料番号 1 の農業用施設 2 アール未満について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告 1、農業用施設 2 アール未満について。

令和 5 年 7 月 10 日受理。

報告資料番号 1、大字奥田          、地目、畑、面積、150 m<sup>2</sup>。届出人           

          。



転用目的：農業用倉庫（追認）。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

---

[閉会の宣告] 午後2時31分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに

署名・捺印する。

令和5年8月25日

会長 金子茂雄 

職務代理 恩田政行 

委員 石井利幸 

委員 小鷹隆石 